

自営業者の収入について

自営業者(個人事業主)は国民健康保険に加入することが原則であり、ネスレ健康保険組合は基本的に自営業者(個人事業主)の扶養認定しておりません。しかし、継続して収入が扶養範囲内であり、扶養しなければならぬ特段の状況が明らかな場合はその限りではありません。

社会保険の収入の考え方は所得税法上の必要経費とは異なり、原材料等「直接的必要経費」のみが経費となります。従って、認定対象者が自営業の場合、収入額から「直接的必要経費」を差し引いた残りの額が、生計を維持するため投入し得る収入額と判断します。

但し、法人の代表者は強制被保険者となるため被扶養者として認定できません。

「直接的必要経費」は、その費用なしに事業が成り立たない経費で、製造業の原材料費、小売業の仕入代、これに必要な運送経費などがそれにあたります。

ネスレ健康保険組合が認める「直接的必要経費」は下記の通りです。

なお、収入から直接的必要経費を差し引いた残りの額が扶養範囲内(130万円未満、60歳以上及び障害認定者は180万円未満)であっても、従業員を雇っている者(短期も含む)は被扶養者には該当しません。従って給与賃金・雇人費が経費計上されている場合は扶養認定出来ません。

「直接的必要経費」一覧

一般所得		農業所得		不動産所得	
科目	判定	科目	判定	科目	判定
仕入原価	○	雇人費	×	給与賃金	×
給与賃金	×	小作料・賃借料	○	減価償却費	×
外注工賃	△	減価償却費	×	貸倒金	×
減価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	△
貸倒金	×	利子割引料	×	借入金利子	×
地代家賃	△	租税公課	×	租税公課	×
利子割引料	×	種苗費	○	損害保険料	○
租税公課	×	素畜費	○	修繕費	○
荷造運賃	×	肥料費	○	管理費	○
水道光熱費	△	飼料費	○	雑費	×
旅費交通費	△	農具費	○		
通信費	△	農薬衛生費	○		
広告宣伝費	×	諸材料費	△		
接待交際費	×	修繕費	△		
損害保険料	△	動力光熱費	△		
修繕費	△	作業用衣料費	×		
消耗品費	×	農業共済掛金	×		
福利厚生費	×	荷造運賃手数料	○		
雑費	×	土地改良費	△		
		雑費	×		

【判定】

○	必要経費として認める経費
△	原則として認めないが、収支台帳や領収書等で事業場の必要経費として明らかである場合のみ必要経費として認めるが、その場合それを証明出来るものも一緒に提出する。 水道光熱費、地代家賃、通信費は事業所と自宅が別の場合のみ認める。 ただし、自宅兼事業所の場合で、事業用と居住用の負担割合が明らかな場合のみ認めるが、その場合それを証明出来るものも一緒に提出する。
×	必要経費として認めない経費

※ 「直接的必要経費」一覧に記載の無い経費については、その都度個々に判断します。

※ 直近2年分の確定申告書及び収支内訳書を提出していただき、継続的に収入が扶養範囲内でない場合は、扶養認定出来ません。つまり、一時的な収入減少による認定はできません。

※ この基準は認定対象者の扶養義務者の所得を比較する際にも準用します。